

令和元年度事業計画

I 活動方針

令和元年度の港湾関係の予算は、安倍政権の政策に基づき、「被災地の復旧・復興」「国民の安全・安心の確保」「力強く持続的な経済成長の実現」「豊かな暮らしの礎となる地域づくり」の4分野の取組を強力に推進することとされ、特に、重要インフラ点検結果を踏まえた緊急対策を集中的に講じるとされたため、予算規模(国費)は、前年度を大きく上回り約2割増しの規模となっています。

事業費の拡大により、経営環境の改善が期待されるようですが、まだ現状は、平成10年代半ばから20年代半ばにかけて公共事業予算が縮減され続けたダメージが大きく、また、予算の集中投下で地域間格差は拡大したことから、地方の会員各社が置かれている経営環境は厳しい状況から脱しているとは言えません。

今後は、事業費の拡大を受注につなげて経営改善を図り、作業船の更新や後継者の育成に結び付けていくことが必要です。

このため、作業船を保有する業者が適正に評価され、地域の守り手として安定的・持続的に活動できる公共調達制度とともに、下請価格の適正化を進められるように強力な活動を展開していく必要があると考えております。この考えの下に港湾局長要望に取り組んでまいります。具体的には、地域バランスを考慮した公共事業費の確保の要望はもとより、①総合評価における作業船等の評価の改善、②下請契約書の確認や三者連絡会の効果的運用による下請価格の適正化、③作業船の保有及び代替建造に対する支援、④海上工事における働き方改革・担い手確保等を要望します。

また、海上起重事業が社会に貢献し続けてゆくためには海上工事技術者の技術レベルと地位の向上が不可欠であります。このため、「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の資格認定事業の推進と能力評価制度の改善に努力してまいります。

近年、海上工事技術者や作業船乗組員の確保が大きな問題となっています。若い人が入って来てくれない限り海上工事事業の将来はありません。まずは若い人たちに海上工事事業の重要性を知ってもらいその仕事に魅力を感じてもらう必要があります。この観点から「担い手確保のための活動」に取り組んでゆきます。また、昨年末に、外国人材受入れの新たな制度ができました。労働環境や処遇の改善等を図り、国内人材の入職促進が大原則ですが、外国人材の受入れについても検討して参ります。

この他に、担い手確保に関しては、会員間で船舶作業員を融通し合える斡旋制度の普及や利用しやすくするための取組を行います。

また、海洋開発など新たな事業分野に関する情報を収集し、会員に提供してまいりたいと考えています。

令和元年度はこのような考え方の下で協会活動を展開してまいりますので、会員各位のご協力とご鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

1. 事業活動

(1) 会員の意見等の収集

会員を巡る環境は大きく変動しています。令和元年度においては、専門委員会、意見交換会等を通じて企業経営に影響を及ぼしている様々な課題について、会員が抱えている現状や意見等の情報を収集し、協会としてどのような活動が可能かを検討してまいります。

(2) 要望活動

1) 国土交通省への要望

①国土交通省港湾局長要望書は、会員からのアンケート調査結果及び昨年度の要望に対する実現状況も踏まえて作成します。「働き方改革」は、5年後に迎える時間外勤務の上限規制の建設業への適用を念頭に、官民が協力して対応すべき問題であり、重点的に要望してまいります。また、「作業船の維持・更新」は、当協会の特徴的な要望です。入札契約制度・資金調達・税制の広範にわたって様々な施策が必要であり、体系化して要望し理解を求めてまいります。

②各支部においては、各地域の特性を踏まえた要望に関して地方整備局港湾空港部等と意見交換会を開催し要望活動を展開します。その際、本部から同行し、「働き方改革」のような全国的な課題について要望します。

2) 港湾管理者への要望活動

当協会が行っている事業に関して理解が得られるように主要な港湾管理者に対して、本部・支部が連携して要望活動を行うこととします。その中では作業船の安全な係留場所の確保、係船費用の低減の問題についても対応してまいります。

(3) 船舶作業員の斡旋事業

船舶作業員の確保が難しくなる中、船舶作業員を会員間で融通し合う本事業が活発に利用されるように会員に呼びかけを行うとともに、利用しやすくするための改善に取り組みます。

(4) プッシャーバージ等に係わる安全規制への対応

改正されたプッシャーバージ等に係わる安全規制が、昨年8月1日から施行されています。当協会は、海事局作成の資料にQ&A形式の解説を作成し、会員に

周知してきましたが、新たな課題が生じた場合、他の港湾関係協会とも連携の上、海事局との調整を進めるとともに、調整内容、結果等を会員に展開します。

(5) 建設キャリアアップシステムへの対応

当協会は、情報の収集と会員への展開を行ってきましたが、今後とも、続けてまいります。加えて、当該システムを運用する上での課題が生じた場合、対応してまいります。

また、国土交通省は、当該システムを活用した技能者の能力評価と処遇改善を検討しており、常任委員会を中心に、会員の意見を聴取しつつ検討を進めます。

(6) 港湾 I C T 導入への対応

国土交通省港湾局は、港湾工事における I C T の導入を進めています。当協会は、「港湾における I C T 導入検討委員会」と「施工WG」に参加しております。国土交通省から様々な照会があり、技術委員会を中心に会員の意見を聴取しつつ、港湾局の施策に反映させてまいります。

(7) 外国人材受入問題への対応

国土交通省は、昨年 1 2 月に関係省庁と共同で「建設分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」「同方針に係る運用要領」を閣議決定し、各業界団体に通知しました。このように建設分野においても、制度が固まり、先行する 1 1 職種において今年 4 月からスタートしました。

企業が外国人材受入を行うには、上記の国が定めた方針等に従って対応することとなります。当協会においても、会員意向を確認し必要な対応を検討して参ります。

(8) 講演会・安全講習会等の開催

本部総会・理事会等や各支部総会・意見交換会の機会等を活用した講演会、及び、各支部が他の協会の支部と共催で行う安全講習会等を開催することとします。

(9) 他機関への協力等

昨年度に引き続いて、当協会の目的である「海上工事事業の振興と海上工事技術の向上」に資するものについて、他機関が実施する事業に協力してまいります。

2. 調査研究等

(1) 自主事業

1) 安全対策・環境保全対策の推進

会員保有作業船の安全パトロール、安全標語入りポスター等を作成、配布し、安全確保のための意識の向上に努めます。

2) 担い手確保のための活動

最近、船舶作業員や乗組員の確保が難しくなっています。担い手確保のためには若い人たちに海上工事事業の重要性を認識してもらい、この事業に魅力を感じてもらうことが必要です。また、作業員や乗組員の地位向上、労働環境の改善なども重要な課題です。このような観点から、他協会や発注官庁との連携も視野に、協会としてどのような活動が考えられ展開できるかを検討します。

3) 作業船団安全運航指針の改訂

昨年度に、安全対策委員会で標記指針の改訂に着手しました。引き続き、改訂作業を進め、令和2年4月の発刊を目指します。

4) 鋼橋海上（水上）橋梁架設工事マニュアル（積算編）の改訂

昨年度より、「港湾空港新技術・新工法積算基準ライブラリー」への正式掲載に向けて、引き続き、（一社）日本橋梁建設協会と共同で取り組みます。

5) 新たな事業分野に関する情報収集と提供

会員に関心が高いと思われる新たな事業分野の動向に関する情報を収集できる体制を整え、会員に情報提供できる仕組みを構築します。

(2) 受託事業

協会の保有する海上工事技術を活用し、作業船による海上工事の施工方法等に関する調査・検討や作業船に係る在場調査等を受託します。

3. 資格認定事業

(1) 「海上起重作業管理技士」資格の認定

「海上起重作業管理技士」は当協会の民間資格で、「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得するための受講要件としています。海上工事技能者として業務経験年数5年で取得できる資格です。

東京会場 令和元年10月 4日

大阪会場 令和元年10月11日

(2) 「登録海上起重基幹技能者」資格の認定

海上工事を行う作業船団には船団長を配置することが義務づけられ、「登録海上起重基幹技能者」は、船団長の要件を有する者とみなす、とされています。

本資格は国土交通大臣の認定資格で、当協会が認定業務を行っております。

東京会場 令和元年10月17日～18日

福岡会場 令和元年10月24日～25日

(3) 資格認定者の更新講習

「登録海上起重基幹技能者」及び「海上起重作業管理技士」の認定者には、講習修了証の有効期限（5年間）前に技術進歩や法令改正等に対応した、新たな能力を修得することを目的とした更新講習が義務づけられています。

札幌会場 令和元年11月 1日

東京会場 令和元年 9月 5日

神戸会場 令和元年 9月12日

福岡会場 令和元年 9月19日

なお、「海上起重作業管理技士」の資格取得者に対しては、更新講習時に、速やかに「登録海上起重基幹技能者」の資格を取得することを勧めています。

(4) 講習テキストの改訂

昨年度より、講習テキストの改訂作業に着手しました。引き続き作業を進め令和元年度の講習会には改訂版を用いることとします。

4. 広報活動

- (1) 正会員、賛助会員の勧誘促進
- (2) 協会報の発行、協会広報資料の作成配布
- (3) 講演会、講習会等の開催
- (4) インターネットの活用による広報活動の推進

協会HPには、会員専用ページを設けており、行政報告、技術情報、協会活動等を会員へ迅速に情報提供いたします。

- (5) 支部総会等における協会活動報告

5. 支部活動

- (1) 支部総会等開催による会員相互の連携強化
- (2) 地方整備局や港湾管理者等への要望活動及び意見交換会の開催
- (3) 他団体等との協調・連携による研修、講習会の実施
- (4) 各種表彰者の推薦

(5) 防災協定に基づく訓練等への参加、防災資機材の報告

6. その他

会費納入についての臨時措置の継続

会員の厳しい経営環境に鑑み、平成19年度より臨時措置として協会会費の10%の減額を行ってきていますが、令和元年度も継続することとします。

なお、今後、繰越金の原資が相当に減少した時点で臨時措置の解除についての検討を行いたいと考えています。